

2020年9月11日



京都の金融機関で初！ソーシャルビジネス支援で 日本政策金融公庫と連携します

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、まちづくり、環境保護、地域活性化など、地域や社会が抱える課題の解決をビジネスの手法を用いて取り組む「ソーシャルビジネス」の支援において日本政策金融公庫と連携しますのでお知らせいたします。

ソーシャルビジネス支援については、日本政策金融公庫では『ソーシャルビジネス支援資金』の取扱いなど積極的な取組みがなされています。また、当金庫では2019年2月に京都の金融機関で初めて「SDG s 宣言」を行い、持続可能な地域社会の実現に向けてさまざまな取組みを行ってまいりました。今般、この取組みを加速させるため日本政策金融公庫と協調し、『中信 SDG s ソーシャルビジネスローン』の取扱いを開始いたします。京都府に本店を置く民間金融機関と日本政策金融公庫による、ソーシャルビジネス支援の連携商品の取扱いは本件が初めてとなります。

当金庫は今後も地域金融機関として、ソーシャルビジネスの支援を通じ、地域経済の活性化に努めてまいります。

記

1. 連携商品の概要

商品名称	『中信 SDG s ソーシャルビジネスローン』
取扱開始日	2020年9月11日（金）
お使いみち	NPO法人等、ソーシャルビジネスを営む方の運転資金・設備資金
ご融資金額	5,000万円以内
ご融資期間	運転資金7年以内 ※元金据置2年以内 設備資金20年以内 ※元金据置2年以内

2. その他

- ・お申込に際しましては、当金庫所定の条件がございます。また、当金庫所定の審査をさせていただいた結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ローンの詳しい内容につきましては、当金庫の本支店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
- ・店頭に説明書をご用意しております。

以上

(参考) 日本政策金融公庫 (国民生活事業) の「ソーシャルビジネス支援資金」の概要

ご利用 いただける方	次の1または2に該当する方 1. NPO 法人 2. NPO 法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方 (1) 保育サービス事業、介護サービス事業等(注1)を営む方 (2) 社会的課題の解決を目的とする事業(注2)を営む方
資金の お使いみち	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金
融資限度額(注3)	7,200万円(うち運転資金4,800万円)
ご返済期間	設備資金: 20年以内 [うち据置期間2年以内] 運転資金: 7年以内 [うち据置期間2年以内]

(注1) 日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。

(注2) 日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。

(注3) 各種制度融資とは別枠になります

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。
○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729
【平日(当金庫休業日を除く)9:00~17:00】
○FAX 0120-201-580
※フリーダイヤル(電話)は当金庫営業地区(京都府および滋賀県、大阪府、奈良県)のみ可能です。

中信 SDG s ソーシャルビジネスローン

(2020年9月11日現在)

1. 商品名	中信 SDG s ソーシャルビジネスローン
2. ご利用いただける方	当金庫の定める融資基準を満たし、当金庫の会員資格のある方で、次の①または②に該当する方 ①NPO法人 ②NPO法人以外で、次の(1)または(2)に該当する事業者(法人・個人事業者) (1)保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方 (2)社会的課題の解決を目的とする事業を営む方
3. お使いみち	運転資金・設備資金
4. ご融資金額	5,000万円以内
5. ご融資期間	運転資金 7年以内 ※元金据置2年以内 設備資金 20年以内 ※元金据置2年以内
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率(変動金利型〈新長期プライムレート即時連動型〉あるいは固定金利型)となります。 ・変動金利型の当初ご融資利率については、ご融資時点の当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として決定いたします。 ・変動金利型のご融資後の利率については、当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として随時見直し、変更後の新利率は、基準金利変更日の2週間後の応当曜日以降最初に到来する利払日の翌日から適用します。
7. ご返済方法	「毎月元利均等返済方式」または「毎月元金均等返済方式」のいずれかをご選択いただきます。
8. 貸付形式	証書貸付方式
9. 保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に則り、お客さまの経営状況および担保保全状況、またお客さまのご意向等を踏まえて、審査をさせていただきます。 保証人が必要となる場合、法人のお客さまは原則代表者1名(個人のお客さまは原則不要)といたします。
10. 担保	必要に応じて不動産、動産担保等 ※不動産担保の場合、担保設定費用等の各種登記関係費用が別途必要となる場合があります。 ※動産担保の場合、動産譲渡登記制度に係る登記関係費用(法人のみ)や担保評価等の各種費用・手数料が別途必要となります。
11. 保証料	不要
12. 手数料	不要

13. 苦情処理措置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または On Your Side 事業部（電話・FAX：0120-355-774）へお申し出下さい。</p> <p>また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ（https://www.chushin.co.jp/）上のお問い合わせより、インターネット（24時間受付）でも受付をしております。</p>																		
14. 紛争解決措置	<p>京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、On Your Side 事業部（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。</p> <p>また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 On Your Side 事業部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ（https://www.chushin.co.jp/）をご覧ください。</p> <p>受付日時は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="453 972 1476 1406"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 民間総合調停センター<大阪></td> <td>月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																	
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																	
公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																	
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																	
15. その他	<ul style="list-style-type: none"> お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ローンの詳しい内容、ご返済金額の試算または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 																		

ソーシャルビジネスとは

- ・ 高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、まちづくり、環境保護、地域活性化など、地域や社会が抱える課題の解決をミッション（使命）として、ビジネスの手法を用いて取り組むものです。社会的企業や社会企業家、コミュニティビジネスなどと呼ぶこともあります。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは

- ・ 世界的な貧困や飢餓、弱者に対する搾取、天然資源の枯渇といった地球規模のさまざまな課題に対処するため、2015年、国連総会で採択された2030年までに達成すべき発展途上国・先進国共通の17の目標のことで、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の頭文字をとって“SDGs”と呼ばれています。
- ・ 当金庫は、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けた取り組みに賛同し、SDGsの達成のため、地域社会の一員として、産業の育成や芸術文化の継承、災害への備えなど、当金庫の事業活動を通じて地域の活性化に尽力します。